

関税割当公表 新旧対照表

【令和6年11月29日付け6輸国第2876号関税割当公表第TRQ-17号】

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第7 提出書類</p> <p>提出書類は、第1の2に定める用途ごとに次のとおりとする。ただし、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類については、割当年度の前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、その内容に変更のない場合においては、工場等に関する書類の添付を必要としない。</p> <p>また、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類、登記事項証明書（若しくは団体規約又は個人事業の開業・廃業等届出書）の写しについては、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。</p> <p>1 糖化用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。<u>ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</u></p> <p>イ 申請者が<u>行政書士</u>又は<u>行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士</u>又は<u>当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3)</p>	<p>第7 提出書類</p> <p>提出書類は、第1の2に定める用途ごとに次のとおりとする。ただし、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類については、割当年度の前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、その内容に変更のない場合においては、工場等に関する書類の添付を必要としない。</p> <p>また、以下に定める提出書類のうち、工場等に関する書類、登記事項証明書（若しくは団体規約又は個人事業の開業・廃業等届出書）の写しについては、割当年度に本関税割当てを2件以上申請する場合における2件目以降の申請において、これらの書類の内容に変更のない場合は、これらの書類の添付を必要としない。</p> <p>1 糖化用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス</u>以外の方法により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人</u>又は<u>個人</u>に委任し、当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合 申請者の当該<u>法人</u>又は<u>個人</u>への委任状等</p>

改正後	改正前
(削る)	<p>ウ <u>申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合</u> <u>申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</u></p>
<p>2 化工でん粉用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>	<p>2 化工でん粉用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス以外の方法により</u>申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 <u>当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</u></p> <p>イ 申請者が<u>行政書士又は行政書士法人</u>に委任し提出する場合 <u>申請者の当該行政書士又は当該行政書士法人への委任状（記載要領様式第3）</u></p>
(削る)	<p>ウ 申請者が法人に委任し、<u>当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合</u> <u>申請者の当該法人又は個人への委任状等</u></p>
<p>3 加工食品等用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>	<p>ウ 申請者が法人に委任し、<u>当該法人の代表者以外の社員が提出する場合</u> <u>申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</u></p> <p>3 加工食品等用</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が、<u>農林水産省共通申請サービス以外の方法により</u>申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合</p>

改正後	改正前
<p>当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>行政書士又は行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士又は当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3)</p> <p>(削る)</p>	<p>当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人又は個人</u>に委任し、当該法人の代表者又は<u>当該個人</u>が提出する場合 申請者の当該<u>法人又は個人</u>への委任状等</p>
<p>4 小売等用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>	<p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</p> <p>4 小売等用</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 関税割当申請書の代表者以外の者が、農林水産省共通申請サービス以外の方法により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p>
<p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</p> <p>イ 申請者が<u>行政書士又は行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士又は当該行政書士法人</u>への委任状 (記載要領様式第3)</p> <p>(削る)</p>	<p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人又は個人</u>に委任し、当該法人の代表者又は<u>当該個人</u>が提出する場合 申請者の当該<u>法人又は個人</u>への委任状等</p>
<p>5 その他用</p>	<p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し若しくは運転免許証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状等</p> <p>5 その他用</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し又は当該代表者の当該社員への委任状。<u>ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。</u></p> <p>イ 申請者が<u>行政書士</u>又は<u>行政書士法人</u>に委任し提出する場合 申請者の当該<u>行政書士</u>又は<u>当該行政書士法人</u>への委任状 <u>(記載要領様式第3)</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(12) 関税割当申請書の代表者以外の者が、農林水産省共通申請サービス以外の方法により申請書を提出する場合に必要な追加提出書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>ア 申請者が法人であり、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等。</p> <p>イ 申請者が<u>法人又は個人に委任し、当該法人の代表者又は当該個人が提出する場合</u> 申請者の当該<u>法人又は個人</u>への委任状等</p> <p>ウ 申請者が法人に委任し、当該法人の代表者以外の社員が提出する場合 申請者の当該法人への委任状等及び当該社員の社員証の写し<u>若しくは運転免許証の写し</u>又は当該代表者の当該社員への委任状等</p>

附 則

この通知は、令和7年度第3回以降の割当てから適用する。